

都市ガス導入応援割引
(しんちく／きりかえ割)
[付帯契約型選択約款]

令和2年7月1日実施

房州瓦斯株式会社

目 次

1. 用語の定義	1
2. 付帯契約の種別	1
3. 適用条件	1
4. 契約の締結および契約期間	1
5. 割引額等	2
6. その他	2

付 則

1. 実施期日	2
(別表第1)	2
(別表第2)	2

1. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「主契約」とは、この選択約款の対象となる選択約款で規定するガス需給契約もしくは一般ガス小売約款で規定するガス使用契約をいいます。
- (2) その他の用語については、主契約の用語の定義のとおりといたします。

2. 付帯契約の種別

付帯契約の種別（以下「割引種別」という。）は、次のとおりといたします。

- ① しんちく/きりかえ割

3. 適用条件

この選択約款は、次の条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 主契約として、当社の定める約款（別表第1）にもとづく契約を締結すること。
- (2) 上記主契約が、令和2年7月1日以降に締結されたものであり、かつ、(4)に定める建物の新築（新規建売住宅の購入を含む）・建替え・リフォーム等の後、最初に締結された契約の締結後1年以内であること。
- (3) (1)の主契約にもとづく料金を口座振替又はクレジットカードによりお支払いになること。
- (4) 対象となる建物が次のいずれかに該当し、かつ物件所有者が入居すること。
 - ①新築（新規建売住宅の購入を含む）で、新たに当社の都市ガスを使用する場合
 - ②当社の都市ガスを既に使用している建物を建替えにより継続して当社の都市ガスを使用する場合
 - ③当社の都市ガスを使用していない建物で、リフォーム等により新たに当社の都市ガスを使用する場合

4. 契約の締結および契約期間

- (1) この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日（以下「適用開始日」といいます。）から、36か月目の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日以前の場合は、そのガスの使用を開始する日を適用開始日とし、その日から、36か月目の定例検針日までといたします。

- (4) 主契約を解約した場合は、当該解約の日をもって付帯契約の解約の期日といたします。
- (5) 付帯契約の契約期間中に、主契約を変更した場合、変更後の主契約が1(1)に定める内容である場合に限り、主契約変更前の付帯契約の契約期間を引き続き適用いたします。

5. 割引額等

- (1) 割引額は、割引種別(別表第2)の区分に応じて定めます。
- (2) 割引額に1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げた額を割引額といたします。
- (3) 付帯契約の契約期間における早収料金は、主契約の早収料金から(1)に定める割引額を差し引いた額といたします。

6. その他

その他の事項については、一般ガス小売約款および選択約款の各約款を適用いたします。

付則

1. 実施期日

この選択約款は、令和2年7月1日から実施いたします。

(別表第1)

- (1) 主契約として当社の定める約款は、次のとおりといたします。 一般ガス小売約款、ガス温水暖房契約、小型空調専用契約
- (2) その他当社が定める選択約款等に対しこの選択約款を適用する際には、その選択約款等への記載にて規定いたします。

(別表第2)

割引種別	割引額(1月につき)
しんちく/きりかえ割	主契約のガス料金×0.10